

確定申告書等作成コーナー

～消費税等確定申告書作成のための操作の手引き～

(消費税) 確定申告書作成(簡易課税)編

この手引きでは、税込経理方式による経理処理をされている方が消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成する場合の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.1	作成開始	1
1.2	一般課税・簡易課税の条件判定等	2
1.3	所得区分・事業区分の選択（1／2）	5
1.4	所得区分・事業区分の選択（2／2）	6
1.5	売上（収入）金額等の入力	7
1.6	所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力	8
1.7	仕入税額控除の控除方式の選択	13
1.8	中間納付税額等の入力	14
1.9	計算結果の確認	15
1.10	納税地等入力（1／2）	16
1.11	納税地等入力（2／2）	17
1.12	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択	18
1.13	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成	19

確定申告書作成（簡易課税）編

1.1 作成開始

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

作成開始

次の画面から、一般課税・簡易課税の条件判定等を行った後、売上（収入）金額・仕入金額等の入力を行います。

「次へ」ボタンを押して進めてください。



- ① 一般課税を選択される方は、令和6年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができます。
- ② > 決算書等データの引継ぎ方法を確認する

申告書等の選択へ戻る

- ① 「次へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面（P 2 参照）へ進みます。
- ② 確定申告書等作成コーナーでは、当年分の決算書等データを引き継いで消費税及び地方消費税の確定申告書を作成することができますが、簡易課税制度を選択される場合や年の途中から課税事業者となった場合には、決算書等データを引き継ぐことができませんのでご注意ください。

なお、決算書等データを引き継いで消費税の確定申告書を作成した場合にも、作成する消費税の申告書等によって引き継げる項目が制限されますので、ご注意ください。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

一般課税・簡易課税の条件判定等

i 災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合があります。

> 災害に関する税制上の措置を確認する

基準期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の課税売上高を入力してください。 **必須**

> 基準期間の課税売上高とは

20,000,000 円

Q インボイス（適格請求書）発行事業者ですか？ **必須**

> 適格請求書発行事業者とは

はい いいえ

Q 簡易課税制度を選択していますか？ **必須**

> 簡易課税制度とは

はい いいえ

経理方式を選択してください。 **必須**

> 税込経理と税抜経理について確認する

税込経理 税抜経理

税額の計算方法として積上げ計算を選択する方

特別な売上基準（割戻基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計）の適用をする方

戻る

次へ

- ① 基準期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の課税売上高を入力します。
- ② インボイス（適格請求書）発行事業者の方は、「はい」を、インボイス（適格請求書）発行事業者ではない方は「いいえ」を選択します。
- ③ 簡易課税で申告する場合、「はい」を選択します。
 - ※ 基準期間の課税売上高が5,000万円超の場合は、簡易課税制度を選択できません。
 - ※ 利用者識別番号検索時に「簡易課税制度選択届出書」が提出ありとなっていた場合は、届出書の提出状況が表示されます。
 - ※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下で、インボイス発行事業者の方は、「年の途中から課税事業者となったか」、「2割特例を適用するか」という設問も表示されます。
- ④ 税抜経理の方は「税抜経理」を押して選択を変更します。
- ⑤ 売上税額の計算方法について、積上げ計算又は割戻し計算と積上げ計算を併用している

確定申告書作成（簡易課税）編

方は、「V」を押して項目を開き、「1 割戻し計算」の選択を「2 積上げ計算」又は「3 1と2の併用」に変更します。

※ 令和5年10月1日以降の売上税額の計算方法については、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」（原則）のほか、適格請求書等に記載のある消費税額等を積上げて計算する「積上げ計算」を選択することができます。

なお、申告する方がインボイス発行事業者の場合のみ「積上げ計算」を選択することが可能です。

（参考）「税額の計算方法として積上げ計算を選択する方」

税額の計算方法として積上げ計算を選択する方

売上税額の計算方法を選択してください。

> 計算方法を確認する

1 割戻し計算

⑥ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「V」を押して項目を開き、適用している売上計上基準にチェックを入れてください。

（参考）「特別な売上基準を適用する方」

特別な売上基準（割戻基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計）の適用をする方

適用している売上計上基準を選択してください。 ?

☒ 割戻基準

☐ 延払基準等

☐ 工事進行基準

☐ 現金主義会計

⑦ 「次へ」ボタンを押すと「所得区分・事業区分の選択」画面（P 5 参照）へ進みます。

(参考) ⑥で選択された売上計上基準は申告書の付記事項に丸印が表示されます。

第一表
令和五年十月一日以後終了課税期間分

付 記 事 項	割賦基準の適用	○	有		無	31
	延払基準等の適用	○	有		無	32
	工事進行基準の適用	○	有		無	33
	現金主義会計の適用	○	有		無	34

確定申告書作成（簡易課税）編

1.3 所得区分・事業区分の選択（1 / 2）

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

所得区分・事業区分の選択

簡易課税 税込

該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。 **必須**

①

- ☐ 事業所得（営業等）がある。
- ☐ 事業所得（農業）がある。
- ☐ 不動産所得がある。
- ☐ 雑所得（原稿料等）がある。
- ☐ 業務用固定資産等の譲渡所得がある。

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

△ ページTOP△

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 該当する全ての所得区分を選択します。

「事業所得（営業等）がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」を選択する場合、事業区分を選択する必要があります（P 6 参照）。

※ 「業務用固定資産等の譲渡所得がある。」を選択する場合は、「事業所得（営業等）がある。」「事業所得（農業）がある。」「不動産所得がある。」又は「雑所得（原稿料等）がある。」の中から一つ以上選択する必要があります。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.4 所得区分・事業区分の選択（2 / 2）

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

所得区分・事業区分の選択 簡易課税 税込

該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。 **必須**

① ☒ 事業所得（営業等）がある。
該当する事業区分を全て選択してください。 **必須** ?

② ☒ 第1種事業
☐ 第2種事業
☒ 第3種事業
☐ 第4種事業
☐ 第5種事業
☒ 第6種事業

☐ 事業所得（農業）がある。

☐ 不動産所得がある。

① ☒ 雑所得（原稿料等）がある。
該当する事業区分を全て選択してください。 **必須** ?

② ☐ 第1種事業
☐ 第2種事業
☒ 第3種事業
☒ 第4種事業
☐ 第5種事業
☐ 第6種事業

☐ 業務用固定資産等の譲渡所得がある。

③ 戻る 次へ
ここまでの入力内容を保存

- ① 事業所得（営業等）又は雑所得（原稿料等）を選択した場合、事業区分が表示されます。
- ② 表示された事業区分のうち、該当する事業区分を選択します。
- ③ 「次へ」ボタンを押すと「売上（収入）金額等の入力」（P 7 参照）へ進みます。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.5 売上（収入）金額等の入力

「所得区分・事業区分の選択」画面（P 6 参照）で選択した所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力を行います。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

売上（収入）金額等の入力

簡易課税 税込

事業区分ごとに売上（収入）金額等の入力を行ってください。

事業所得（営業等）	第1種事業	-	>
事業所得（営業等）	第3種事業	-	>
事業所得（営業等）	第6種事業	-	>
雑所得	第3種事業	-	>
雑所得	第4種事業	-	>

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

① 所得（事業）区分ごとのボタン「>」を押すと、該当の所得（事業）区分の「所得の売上（収入）金額等の入力」画面（P 8 参照）へ進みます。

※ 売上金額等の入力が終わった所得区分は、ボタン上の表示が「-」から「入力あり」に変わります（下記画面参照）。

事業所得（営業等）	第1種事業	✓ 入力あり	>
-----------	-------	--------	---

② 全ての所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力が完了したら、「次へ」ボタンを押し、入力データに応じて以下の画面へ進みます。

- ・ 「仕入税額控除の控除方式の選択」画面（基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下で、インボイス発行事業者である場合（2 割特例の適用要件を満たす場合））（P 12 参照）
- ・ 「中間納付税額等の入力」画面（上記 2 割特例の適用要件を満たさない場合）（P 13 参照）へ進みます。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.6 所得（事業）区分の売上（収入）金額等の入力

「売上（収入）金額等の入力」画面（P 7 参照）で選択した所得（事業）区分の売上（収入）金額等を入力します。

ここでは例として、「事業所得（営業等）」の「第1種事業」の画面をご案内します。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

事業所得（営業等）の売上（収入）金額等の入力（第1種事業）

簡易課税

税込

前戻

売上（収入）金額等の入力

課税事業者となった日以降の取引分について入力してください。

⚠ 例えば、令和6年4月1日にインボイス発行事業者の登録を受け、同日から課税事業者となった事業者の方は、令和6年4月1日から同年12月31日までの取引分について入力してください。

収入金額 必須

売上（収入）金額（円）

※：雑収入のほか、免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税に係るものも含めた金額を入力してください。

①

20,000,000

②

免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方

課税取引金額

③

入力内容から計算した課税取引金額（円）

20,000,000

軽減税率適用分の金額の入力

軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方

④

返還等対価・貸倒れの入力

返還等対価や貸倒れに係る税額を計算する方

⑤

⑥

戻る

次へ

① 売上（収入）金額を入力します。

「売上（収入）金額」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」を入力します。

② 上記①の金額の中に、免税取引・非課税取引等の金額が含まれている場合は、「V」を押して項目を開き、該当する項目に金額を入力します。

確定申告書作成（簡易課税）編

（参考）「免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方」

免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方

上記、売上（収入）金額のうち

② 免税取引分（円） ?

非課税取引分（円） ?

非課税資産の輸出等取引分（円） ?

不課税取引分（円） ?

③ 「課税取引金額」が自動で算出されます（①の数字から②で入力した金額を差し引いた金額が表示されます）。

なお、税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税を、積上げ計算を選択した場合、適格請求書等に記載した消費税額等を入力する欄が表示されます（参考1、参考2参照）。

④ 上記③の金額の中に、軽減税率（6.24%）適用分の取引がある場合は、「V」を押して、該当する項目に金額を入力します。

（参考）「軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方」

軽減税率（6.24%）適用分の取引がある方

課税取引金額の内訳の入力

課税取引金額のうち、税率6.24%（軽減税率）適用分の金額を入力してください。

課税取引金額（円）

④ うち税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

うち税率7.8%適用分（円）

⑤ 上記③の中に、返還等対価や貸倒れに係る取引がある場合には、「V」を押して表示される質問について、該当する項目で「はい」を選択し、必要な金額を入力します（参考3）。

確定申告書作成（簡易課税）編

（参考）「返還等対価・貸倒れの入力」

返還等対価・貸倒れの入力

返還等対価や貸倒れに係る税額を計算する方

売上げに係る対価の返還等の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上（収入）金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額がありますか？ 

はい

いいえ

発生した貸倒金の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金がありますか？

はい

いいえ

回収した貸倒金の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金がありますか？

はい

いいえ

- ⑥ 必要事項の入力が全て完了したら、「次へ」ボタンを押し、「売上（収入）金額等の入力」画面（P 7 参照）へ進みます。

（参考 1）仮受消費税等の入力欄

上記課税取引金額に対応する仮受消費税等の金額（円） 

（参考 2）適格請求書等に記載した消費税額等の入力欄

上記課税取引金額に係る適格請求書等に記載した消費税額等の合計額（円） 

確定申告書作成（簡易課税）編

（参考3）「返還等対価・貸倒れの入力」の個別質問

返還等対価や貸倒れに係る税額を計算する方

売上げに係る対価の返還等の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で売上（収入）金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額がありますか？

⑦

はい

いいえ

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

> 入力例を確認する

売上げに係る対価の返還等の金額（税込）

⑧

税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

税率7.8%適用分（円）

計（円）

売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」の金額を入力してください。

※：「非課税取引に係るもの」については、入力の必要はありません。

免税取引に係るもの（円）

⑨

発生した貸倒金の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で発生した貸倒金がありますか？

⑩

はい

いいえ

貸倒金のうち、課税事業者であった年分に行った取引で課税売上げに係るものの金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

> 入力例を確認する

※：令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に初めて課税事業者となった方は、令和5年12月31日までにを行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

発生した貸倒金の金額（税込）

⑪

税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

税率7.8%適用分（円）

計（円）

回収した貸倒金の金額の入力

Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で回収した貸倒金がありますか？

⑫

はい

いいえ

課税事業者であった年分に貸倒れ処理したもので課税売上げに係る回収した貸倒金の金額を、「税率6.24%（軽減税率）適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて入力してください。

※：令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に初めて課税事業者となった方は、令和5年12月31日までにを行った課税資産の譲渡等に係る貸倒金は含みません。

回収した貸倒金の金額（税込）

⑬

税率6.24%（軽減税率）適用分（円）

税率7.8%適用分（円）

計（円）

戻る

次へ

確定申告書作成（簡易課税）編

- ⑦ 売上げに係る対価の返還等の金額がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等に係る返還等は対象になりません。
- ⑧ ⑦で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。返還等の金額について「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。
- ⑨ 売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」の金額を入力します。
- ⑩ 発生した貸倒金がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について貸倒金が発生した場合には対象となりません。
- ⑪ ⑩で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。発生した貸倒金の金額について「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。
- ⑫ 回収した貸倒金がある場合には、「はい」を選択します。
- ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等について発生した貸倒金を回収した場合には対象となりません。
- ⑬ ⑫で「はい」を選択すると、金額の入力欄が開きます。回収した貸倒金の金額を「税率 6.24%（軽減税率）適用分（円）」と「税率 7.8%適用分（円）」に分けて入力します。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.7 仕入税額控除の控除方式の選択

2割特例の適用要件を満たす場合、簡易課税及び2割特例それぞれの計算方式による控除対象仕入税額について自動で計算結果が表示されますので、どちらの計算方式で確定申告するかを選択します。

仕入税額控除の控除方式の選択

簡易課税 税込

各控除方式により計算した控除対象仕入税額を表示しています。
適用する方式を選択してください。

下記のいずれかの方式を選択できますが、本年の差し引くことのできる控除対象仕入税額が大きい方式（消費税等の納付金額が少なくなる方式）は

① **簡易課税** です。

※：特定期間の課税売上高が1千万円を超える方や高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となっている方は、「2割特例」を選択することはできませんので、ご注意ください。

② **簡易課税** による控除対象仕入税額
608,811 円

③ **2割特例** による控除対象仕入税額
586,179 円

> 簡易課税制度とは
> 2割特例とは

戻る

ここまでの入力内容を保存

②か③選択後、確認画面が表示されます。（例：簡易課税を選択した場合）

確認

×

「**簡易課税**」を選択しています。
よろしければ「次へ」ボタンを押してください。

なお、確定申告書を提出した際に適用した控除対象仕入税額の計算方法は、更正の請求等で他の方法に変更することはできませんのでご注意ください。
選択方式を変更する方は「戻る」ボタンを押してください。

次へ

戻る

確定申告書作成（簡易課税）編

1.8 中間納付税額等の入力

中間申告に係る納付税額を入力します。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

中間納付税額等の入力

簡易課税 税込

中間申告に係る納付税額のある方は、以下「中間納付税額等を入力する方」の項目を開いて、入力してください。

前年分について消費税の確定申告を行っていない方・中間申告を行っていない方は、入力する必要はありませんので、画面下の「次へ」ボタンを押してください。

> 中間申告とは

■ 中間納付税額等の確認方法

① 中間納付税額等を入力する方

② 戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 中間申告に係る納付税額がある方は、「V」を押して項目を開き、金額の入力をします。
- ※ 前の年に確定申告を行っていない方、中間申告を行っていない方は入力する必要はありません。
 - ※ 利用者識別番号から情報を検索し、中間納付税額等の情報を取得している場合は取得した金額が入力された状態で表示されます。

(参考)「中間納付税額等を入力する方」

中間納付税額等を入力する方

⚠ 入力に当たっては以下の事項にご注意ください。

- ・ 中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を入力してください。
- ・ 1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付した申告書には、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は印字されませんので、最終の中間申告分まで（11回分）の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。

① 中間納付税額（円）

中間納付譲渡割額（円）

- ② 「次へ」ボタンを押し、「計算結果の確認」画面（P15 参照）へ進みます。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.9 計算結果の確認

入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

計算結果の確認

簡易課税

税込

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。

納付 する金額

181,700円

消費税の計算結果

課税標準額

18,181,000 円

消費税額

1,418,118 円

貸倒回収に係る消費税額

—

控除税額

納付譲渡割額

39,900 円

消費税及び地方消費税の合計税額

納付又は還付税額合計

納付税額

181,700 円

> 消費税額の計算方法とは

戻る

①
次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 計算結果を確認後、「次へ」ボタンを押すと、「納税地等入力」画面（P16 参照）へ進みます。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.10 納税地等入力（1 / 2）

納税額や納付方法の案内が表示されます。

① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等

納税地等入力

簡易課税 税込

納付 する金額

181,700円

納付方法

納付方法の選択

納付方法 必須

> 各納付方法の内容を確認する

① 選択してください

① 納付方法の選択をします。

「選択してください」を押すとリストボックスが表示されますので、希望の納付方法を選択して下さい。

※ 消費税及び地方消費税の合計納付税額が 30 万円を超える場合は、「スマホアプリ納付」、「コンビニ納付」は表示されません（書面で提出する方には、30 万円以下であっても、「スマホアプリ納付」は表示されません）。

なお、「振替納税」を選択した場合、追加の質問も表示されますので、回答してください。

（参考）表示されるリストボックス

選択してください

振替納税（期限内申告の場合に利用可）

電子納税（ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング）

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

コンビニ納付

金融機関等での窓口納付

（参考）「振替納税」を選択した場合の追加の質問

納付方法

納付方法の選択

納付方法 必須

> 各納付方法の内容を確認する

振替納税（期限内申告の場合に利用可）

Q 初めて振替納税を利用しますか？

☐ 初めて利用する

☐ 既に利用している

確定申告書作成（簡易課税）編

1.11 納税地等入力（2 / 2）

納税地・氏名等

納税地等の情報

①

納税地の区分

☒ 住所

☐ 事業所等

郵便番号

※：半角数字3桁・半角数字4桁

123

4567

郵便番号検索

都道府県・市区町村

都道府県

市区町村

屋号・雅号（漢字）

※：全角30文字以内

国税商店

住所や氏名等の基本情報について、申告書等を提出される際には忘れずに記載（入力）をお願いします。

②

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

① 納税地や氏名等について該当する項目に入力します。

※ 郵便番号の入力後、「郵便番号検索」ボタンを押すと、郵便番号の入力内容から検索した住所と税務署情報（都道府県、税務署名）を画面上の対応する入力項目へ自動的に表示することができます。

② 本年分の課税売上高が1,000万円以下となった場合かつインボイス（適格請求書）発行事業者でない場合、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択」画面（P18 参照）に進みます。

それ以外の場合、

- ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

17

確定申告書作成（簡易課税）編

1.12 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

計算の結果、本年分の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合かつ適格請求発行事業者でない場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成」画面が表示され、届出書の作成をすることができます。

※ 本年分の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも、翌々年に適格請求書発行事業者である場合、翌々年の消費税の確定申告が必要となります。

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

簡易課税 税込

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

令和 6 年分の課税売上高が1,000万円以下となりました。
令和 6 年分の課税売上高が1,000万円以下となった方は、原則として、令和 8 年分の消費税の納税義務が免除されますので、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出する必要があります。

☐ 災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合がありますので、こちらをご覧ください。

「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成しますか 必須

①

✓ 「作成する」が選択されています。

届出書を作成する

届出書を作成しない

⚠

- この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、この届出の適用開始課税期間の納税義務は免除されません。
- 課税事業者選択届出書を提出している方が免税事業者に戻ろうとする場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります（確定申告書作成コーナーでは作成できません。）。

前に戻る

ここまでの入力内容を保存する

次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 提携機関 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 「届出書を作成する」又は「届出書を作成しない」を選択の上、「次へ進む」ボタンを押します。

② ①において「届出書を作成する」を選択した場合は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成」画面（P19 参照）へ進みます。

①において「届出書を作成しない」を選択した場合、

- 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面

へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。

確定申告書作成（簡易課税）編

1.13 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。

納税義務者となった日等の入力欄が表示されます。

国税庁
令和5年分 消費税 [書面提出](#) **確定申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成 [簡易課税](#) [税込](#)

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

納税義務者となった日	① ▼ ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日 ※ 先に提出した「消費税課税事業者届出書」の「適用開始課税期間」欄の初日を入力してください。
この届出書の提出年月日	令和▼ ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日 ※ 提出時に手書きしても差し支えありません。
参考事項	[各行40文字以内]

[前に戻る](#) [ここまでの入力内容を保存する](#)

② [次へ進む](#)

① 「消費税の納税義務者でなくなった日」、「この届出書の提出年月日」等必要事項を入力してください。

- ② 「次へ進む」ボタンを押すと、
- ・ 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
 - ・ 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。